# 大阪狭山市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その 結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年(2015年)2月24日

大阪狭山市監査委員 北 井 末 廣 薦 田 育 子

# 定期監査結果報告書

# 1 監査の対象、範囲及び実施期間

監査の対象	監査の範囲	監査の実施期間
保健福祉部健康推進 グループ	平成26年4月1日から 同年8月31日まで	平成26年9月4日から 同月22日まで
保健福祉部生活援護 グループ		
保 健 福 祉 部 福 祉 グループ	平成26年4月1日から 同年9月30日まで	平成26年10月6日から 同月24日まで
水道局総務グループ 施設グループ		平成26年10月31日から 同年11月25日まで
保健福祉部高齢介護 グループ		平成26年12月3日から 同月24日まで
市立南第二小学校		

#### 2 監査の方法

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

## 3 監査の結果

各グループ等の財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方 自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

## 指摘事項等

#### 【健康推進グループ】

契約事務において、契約書に大阪狭山市暴力団排除条例に基づく排除条項を盛り込んでいないものが見受けられた。また、業務委託に係る業者選定及び見積徴取伺の起案書が省略されているもの、実施伺の起案書と契約書との業務内容に相違のあるもの、見積書に日付、代表者氏名の記載のないものが見受けられたので、今後は財務規則等に基づき適正な決裁処理を行うよう改められたい。

# 【生活援護グループ】

契約事務において、業務委託の名称(件名)が一連の書類で統一されていないものや、 契約締結伺の起案書で契約金額の誤記が見受けられた。また、1者随意契約の締結におい て、業者選定理由が記載されていないものが見受けられたので、今後は財務規則等に基づ き適正な決裁処理を行うよう改められたい。

## 【福祉グループ】

- (1) 契約事務において、次のとおり不備があるものが見受けられたので、今後は事務決裁 規程等に基づき適正な決裁処理を行うよう改められたい。
  - ア 実施伺から契約締結伺までを1つの起案書により決裁されていたもの
  - イ 見積徴取伺の起案書が省略されていたもの
  - ウ 再委託に係る承諾の手続が書面で行われていないもの
- (2) 補助金交付事務においては、事務決裁規程により交付決定金額が1件100万円以上であるにもかかわらず財政グループの合議を経ていないものが見受けられた。また、補助金申請等については、補助金等交付の適正化に関する規則に定められた様式で行うよう、今後は適正な事務に努められたい。

#### 【水道局】

契約事務に係る起案書において、簿冊番号や発送年月日等の記載漏れ、鉛筆での加筆や 訂正等が見受けられた。今後は適正な事務処理に改められたい。

## 【高齢介護グループ】

- (1) 契約事務及び補助金交付事務に係る起案書において、簿冊番号や決裁日又は発送年月日の記載漏れ、文書主任の押印漏れが見受けられたので、今後は事務決裁規程等に基づき適正な決裁処理を行うよう改められたい。
- (2) 契約事務において、契約書又は請書に大阪狭山市暴力団排除条例に基づく排除条項を 盛り込んでいないものが見受けられた。また、業者選定及び見積徴取伺の起案書が省略 されているもの、設計金額が1件30万円以上であるにもかかわらず庶務グループへの 合議を経ていないものが見受けられたので、今後は事務決裁規程等に基づき適正な決裁 処理を行うよう改められたい。
- (3) 補助金交付事務においては、事務決裁規程により交付決定金額が1件100万円以上であるにもかかわらず財政グループの合議を経ていないものが見受けられた。また、補助金申請等については、補助金等交付の適正化に関する規則に定められた様式で行うよう、今後は適正な事務に努められたい。

#### 【市立南第二小学校】

概ね適正に執行されていると認められた。今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。

また、教育委員会においても、引き続き指導及び助言に努められたい。